

下松市家庭用防犯対策用品購入支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 2 3 日

下松市長 國 井 益 雄

下松市家庭用防犯対策用品購入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の防犯意識の向上及び多様な防犯対策の実施を推進するため、家庭用防犯対策用品(以下「防犯対策用品」という。)を購入及び設置した市民に対し、予算の範囲内において下松市家庭用防犯対策用品購入支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、下松市補助金等の交付に関する規則(平成 2 3 年下松市規則第 1 0 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に現に居住し、本市の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)第 6 条第 1 項の規定により作成された住民基本台帳をいう。)に記録されている者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 下松市暴力団排除条例(平成 2 3 年下松市条例第 1 6 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 2 月 2 6 日までに補助対象者が自ら居住する市内の住宅に対して行った別表に掲げる防犯対策用品の購入費及び設置費とする。ただし、次に掲げるものは、補助対象経費とはしないものとする。

- (1) 共同住宅における共用部分へ設置するもの
- (2) 住宅に併設されている店舗又は事務所部分へ設置するもの
- (3) 転売又は譲渡を目的として購入したもの
- (4) リース契約により貸与されているもの
- (5) 中古品として購入するもの
- (6) 個人間の売買により購入するもの

- (7) ホームセキュリティ等警備委託に類するもの
- (8) 防犯対策用品の設置に際して行った既設物の撤去又は修繕、交換等に要した費用
- (9) その他市長が不相当と認めたもの
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、15,000円を限度とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金等交付申請書は、規則第4条の規定にかかわらず、下松市家庭用防犯対策用品購入支援補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）とし、次に掲げる書類を添えて、令和8年5月11日から令和9年2月26日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者の本人確認書類の写し
- (2) 防犯対策用品の品名及び費用の内訳、その購入日又は設置日、領収金額、領収年月日、購入店舗等が記載された領収書又はこれに代わる書類の写し
- (3) 防犯対策用品のうち防犯カメラの購入及び設置に係る交付申請をする場合は、防犯カメラの購入及び設置に係る誓約書兼同意書（別記第2号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条の規定による提出は、前項の規定による方法のほか、電子申請により行うことができる。

3 前項の電子申請に係る申請書の様式、提出方法等については、市長が別に定める。

4 補助金の交付は、補助対象者が属する世帯につき1回限りとする。

(交付決定)

第6条 補助金等交付決定通知は、規則第5条第1項の規定にかかわらず、下松市家庭用防犯対策用品購入支援補助金交付決定通知書（別記第3号様式）とする。

(補助金の請求)

第7条 補助金等請求書は、規則第9条の規定にかかわらず、下松市家庭用防犯対策用品購入支援補助金交付請求書（別記第4号様式）とする。

2 規則第9条の規定による提出は、前項の規定による方法のほか、電子申請により行うことができる。

3 前項の電子申請に係る請求書の様式、提出方法等については、市長が別に定める。

(交付に関するその他の手続等)

第8条 補助金の交付に関する実績報告及び補助金の額の確定に係る手続は、規則第14条の規定により省略するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、下松市家庭用防犯対策用品購入支援補助金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(免責)

第11条 補助金の交付を受けた防犯対策用品により発生した事故、故障等について、下松市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた交付決定者に係る第9条から第11条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。